

指定通所介護事業所

(介護予防通所介護相当サービス事業所)

運営規程

デイサービスセンター
みらい、東千石

介護保険指定番号 福島県 0770201341

通所介護事業者運営規程

(介護予防通所介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条 株式会社 SEI 喜羅里が開設するデイサービスセンター みらい 東千石が行なう通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等が要介護状態等にある高齢者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービス(以下「指定通所介護等」という)を提供することを目的とする

(運営の方針)

- 第2条 事業所の生活相談員は、要介護者等及びその家族の生活介護にかかる相談及び助言を行い、その有する能力に応じ在宅生活が継続できるように支援していく
2. 事業所の看護師(または、准看護師)は、事業所に通所される要介護者等にある高齢者に対し、血圧、体温、脈拍等を測定するとともに、心身状況の確認と看護相談等により生活支援を行なう
 3. 事業所の職員等は、要介護状態等となった高齢者に対し、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援していく
 4. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療、福祉サービス、との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努力するものとする

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 名称 デイサービスセンター みらい 東千石
2. 所在地 〒965-0818
福島県会津若松市東千石 3-4-67

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする
1. 管理者 1名
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう
 2. 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する利用申し込みに係る調整、利用者に対する生活相談等を行なっていく
 3. 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練の補助、レクリエーション、その他の日常生活上の世話を行なう
 4. 看護師 1名以上
看護師は、利用者に対し、健康チェック(体温・血圧・脈拍)、健康相談、服薬管理、処置手当等を行う。
 5. 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする
1. 営業日 月～金曜日
 2. 営業時間 09:00～17:00
 3. サービス提供時間 09:30～16:30
 4. サービス提供時間以外の延長も行なう 16:30～19:00
(営業時間外の場合必要時のみ実施する)

(利用定員)

- 第6条 利用定員は、12名以内とする

(指定通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 通所介護の内容は、次のとおりとする

- | | |
|------------|------------------|
| ① 健康チェック | ⑤ 機能訓練 |
| ② 入浴 | ⑥ 送迎 |
| ③ 食事 | ⑦ その他 日常生活上必要な援助 |
| ④ レクリエーション | |
2. 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、次の通りとする
 - ① 厚生労働大臣または市町村が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は利用者負担割合とする
 - ② その他 食事代(562円)、日常生活用品費、他個別に必要なものは、別料金とする
 3. 営業時間外延長を行う場合は、厚生労働大臣または市町村が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は利用者負担割合とする
 4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して、事前にサービス提供書及び、明細書の交付を行い、確認をしていただい
てからとする

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、喜多方市、会津若松市、耶麻郡とする

(通所介護計画等)

- 第9条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望をふまえ「居宅サービス計画」にそって「通所介護計画」または「介護予防通所相当サービス計画」を作成する。
2. 事業者は、通所介護計画等を変更する場合は、速やかに居宅介護支援事業者へ連絡調整をするものとする。

(サービス提供の記録)

- 第10条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間は保管するものとする。
2. 事業者は、サービスを提供した際は、「サービス提供記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、通所介護等の提供を受ける際に、他人に迷惑をかける行為は行わないこと。また、施設内の物品等を破損した場合は、損害を賠償するものとする。サービスの利用にあたって、利用者または家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を介護職員に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けることができるように留意する。

(緊急時における対処方法)

第12条 指定通所介護事業者の職員等は、利用者が通所介護施設内において、病状の急変、その他、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者や家族に報告しなければならない。

(賠償責任)

第13条 事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条の規定に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行なっていく。

2. 非常災害設備を有効に保持し、常時、火災予防につとめる。
3. 火災や、地震等の災害が発生した場合は、利用者の安全を最優先とし、非常経路よりすみやかに誘導する。
4. 防火管理者は、従業員に対して、消防訓練、防火教育を実施していく。
5. その他、災害防止については、必要に応じて対処していく。

(秘密保持)

第15条 従業者は、業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(相談・苦情対応)

第16条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応することとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業者は、職員等の質的向上を図るための機会を設け、研修等を受けていくものとする。

2. 事業所は、サービスを提供する上で、十分な清潔の保持に努めるとともに、衛生管理を行っていくこととする。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社SEI喜羅里と事業者の管理者との協議に基づいて行っていくものとする。

- | | |
|------|--------------------------|
| 附則1 | この規定は、平成20年01月01日より施行する。 |
| 附則2 | この規定は、平成20年04月01日より施行する。 |
| 附則3 | この規定は、平成21年11月01日より施行する。 |
| 附則4 | この規定は、平成22年07月01日より施行する。 |
| 附則5 | この規定は、平成24年04月01日より施行する。 |
| 附則6 | この規定は、平成25年12月01日より施行する。 |
| 附則7 | この規定は、平成26年04月01日より施行する。 |
| 附則8 | この規定は、平成27年08月01日より施行する。 |
| 附則9 | この規定は、平成28年03月01日より施行する。 |
| 附則10 | この規定は、平成30年06月01日より施行する。 |